

◎ハラスメント

ハラスメントの問題は、複雑に考えがちですが、基本は「相手が嫌がることはしない」というシンプルな問題です。本学は、公正で安全な学生生活環境を保証するため、ハラスメントの防止に努めています。

■被害に遭ったら

- 事態が深刻化しないうちに誰かに相談することを心がけてください。
- 可能であれば、「嫌な気持ち」であることを相手に伝えましょう。言いにくい場合は、一人で悩まず信頼できる人に相談してください。
- 「嫌だと言わなかったから」などと自分を責める必要はありません。とっさに「NO」と言えないのがハラスメントです。
- いつ、どこで、どのような被害にあったかといった被害状況を記録しておくこと、問題解決時に客観的な判断の材料になります。特に被害が繰返し行われる場合には、記録をつけておくことをお勧めします。
- 身に危険が及び可能性がある場合は、緊急の対応が必要です。ただちに警察へ連絡をしてください。

■加害者にならないために

どのような行動も、個人により受け止め方に差があります。行ったほうは「軽い冗談」「親しみの表現」というつもりでも、相手が不快に感じ、それによって良好な環境で学生生活を送る権利が侵害されたのであれば、それはハラスメントです。以下の点を基準に自分自身の行動をチェックしてみましょう。

1. 自分の家族に同じ事が言えるか／できるか
2. 自分の家族が同じ事を言われたらどうか／されたらどうか
3. 家族に見られていても同じことが言えるか／できるか

■相談方法、相談窓口について

相談の申込みは、電話／ホームページで受け付けています。

詳しくは、上智大学短期大学部公式ホームページを参照してください。

* 「公式HP」⇒TOP ページ右下「ハラスメントのないキャンパスを目指して」

◎ストーカー

ストーキングは、被害者の人権を著しく侵害し、被害者・加害者ともにその学生生活を破綻させる恐れのある行為です。

ストーキングされていると感じたら、エスカレートして深刻な被害を受けないうちに対処することが必要です。また、気づかぬうちに自分が加害者となってしまう可能性もありますので、下記の注意事項をよく読んで自分の行為を振り返ってください。

■ストーキングされていると感じたら

- 家族や友人、事務センターに相談する。身の危険を感じたら直ちに警察に相談すること。
- 警察や弁護士に相談する際の資料として、メールや写真といった証拠を残しておくこと。日記をつけておくのもよい。
- 一人暮らしの場合は防犯上の注意を怠らないこと。ドアを開ける際には周囲に注意すること。

■加害者にならないために

頻繁にメールや電話をする、連絡がとれないので教室や校門で待つなど、本人が特に意識していない行為がストーキングと解されてしまう可能性は大いにあります。

ストーカー問題は様々なハラスメントと同様、相手がどう感じるかということが重要になります。相手の気持ちを大切に、自分の行為が少しでも相手に嫌悪や恐怖を感じさせていると思ったらすぐにやめてください。

一方、「ストーカーをやめたいのに、やめられない」ことに苦しむ人も増加しているそうです。恋愛関係や友人関係で悩みがある場合は自分だけで抱え込まず、アドバイザーや事務センター、カウンセリング・オフィスに相談してください。

■ストーカーの特徴

以下の行為がストーカーの特徴とされています。これらに準ずる行為は、ストーキングと解される可能性があります。

- つきまとい・待ち伏せ・押しかけ● 監視していると告げる行為
- 面会・交際の要求● 汚物などの送付
- 無言電話・連続した電話・FAX ● 性的羞恥心の侵害
- 名誉を傷つける言動・乱暴な言動